

令和5年4月7日 作成

令和5年9月1日 施行予定

内 共 第 14 号 第 五 種

遊 漁 規 則

都城淡水漁業協同組合

都城淡水漁業協同組合 内共第 14 号第五種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、都城淡水漁業協同組合他 11 組合(以下「組合」という。)の有する内共第 14 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、やまめ、もくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 大淀川水系における各漁業協同組合の管理区域は(別表 1)に定める。

3 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、かせ針、鮎引きかけ、ころがしによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

4 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、かせ針、鮎引きかけ、ころがしによる遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

5 遊漁者は、直ちに、第 9 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁法・漁具の制限)

第 3 条 内共第 14 号第五種遊漁指示書(以下単に「遊漁指示書」という。)に掲げる漁法(イ)・漁具(ウ)による遊漁は、それぞれに掲げる規模(ウ)の範囲内でなければならない。

(遊漁期間)

第 4 条 遊漁指示書に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれオ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

2 前項の公表は、組合事務所及び組合が委託する取扱店に掲示又は配布にて公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

禁 漁 区 域	禁漁期間
1. 北諸県郡三股町大字長田宇天神原、梶山橋 (分流沖水川架設東西中心線より上流200m下流200m)	1月1日～12月31日
2. 天神ダム (田野町側) 宮崎市田野町大字天神河内から田野町 大字餅ヶ瀬田尾に至る範囲 (山之口町側) 都城市山之口町大字天神川原から 山之口町大字無頭子に至る範囲	1月1日～12月31日
3. 宮崎市高岡町国道花見橋から下流1,000m	10月1日～12月15日
4. 綾町広沢ダム上流から3,000m	1月1日～12月31日

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	全長25cm以下
や ま め	全長15cm以下
こ い	全長10cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次の表(1)において、中学校生徒以下又は肢体不自由者のときは、(2)のとおりとする

(1) 手釣、竿釣、かせ針、鮎引きかけ、ころがしによる遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
あ ゆ	手 釣 ・ 竿 釣 (穴 釣 ・ 爆 弾 釣)	1,000円	3,500円
う な ぎ			
こ い			
ふ な	か せ 針 ・ 引 け け こ ろ が し		
う ぐ い			
や ま め			
お い か わ			

(2) 遊漁者が中学生以下、身体障害者、75歳以上の場合

遊漁者	1 日	1 年
中学生以下	無 料	無 料
身体障害者 及び75歳以上	(1) の場合 500円	(1) の場合 2,000円
	(2) の場合、其々の半額	(2) の場合、其々の半額

(3)その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
あゆ	刺網	1,500円	10,000円
	投網(船打を除く)	1,500円	5,000円
うなぎ	かなつき	2,000円	5,000円
	縄延	2,000円	5,000円
	筒笠	2,000円	5,000円
こい	刺網	1,500円	5,500円
	投網(船打を除く)	1,500円	5,000円
	船打投網	1,500円	5,000円
	かなつき	2,000円	5,000円
	寄網	2,500円	7,000円
	かご	1,500円	5,000円
ふな	刺網	1,500円	5,500円
	投網(船打を除く)	1,500円	5,000円
	船打投網	1,500円	5,000円
	かなつき	2,000円	5,000円
	寄網	2,500円	7,000円
	かご	1,500円	5,000円
うぐい	刺網	1,500円	5,500円
	投網(船打を除く)	1,500円	5,000円
	船打投網	1,500円	5,000円
おいかわ	刺網	1,500円	5,500円
	投網(船打を除く)	1,500円	5,000円
もくずがに	かご	1,500円	5,000円

*高崎川において投網、刺網、寄網、船打投網は全面禁止とする。

*須木村漁協、宮崎第一漁協、宮崎内水面漁協の管理区域では、うなぎ筒笠の遊漁は不可。

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 都城淡水漁業協同組合事務所(都城市野々美谷町3225-1)

(2) 遊漁承認証 取扱店一覧

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具・漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項
- (8)その他参考となるべき事項
- (9)発行者名 以上

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
(1)氏名 (2)有効期間 (3)注意事項 (4)その他必要な事項(組合の実情に応じて記載すること。) (5)発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則 (遊漁料の額に変更がある場合)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
ただし、遊漁料の額については、令和6年4月1日から適用し、それまでは従前の例による。
- 2 この規則の施行前に内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。